

川崎町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において、川崎町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、川崎町補助金等交付規則（昭和56年川崎町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度3月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用で、申請年度の4月1日から3月31日までの間に支払った物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合及び地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る助成の対象である場合は、当該住宅手当支給額及び助成額相当額を除く。
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たな住宅へ移転するために要した費用で、申請年度の4月1日から3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。
- (4) リフォーム費用 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所となっている住宅のリフォームを行う際に要した費用で、申請年度の4月1日から3月31日までの間に支払った費用をいう。また、婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に実施しているこ

と。ただし、住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用（外構に係る工事及び家電購入・設置に係る費用を除く。）に限る。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において取得できる最新年度の所得証明書に基づく夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っているときは、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。
 - (2) 対象となる住居が当町にあり、第5条に規定する交付申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が対象となる住居にあること。
 - (3) 新築住宅又は中古住宅の取得及び賃貸住宅の家賃について、町で実施している他の制度による補助金、助成金等を受けていない者又は過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
 - (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
 - (5) 夫婦のいずれもが川崎町暴力団排除条例（平成24年川崎町条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
 - (6) 過去に国の地域少子化対策重点推進交付金要綱に定める結婚新生活支援に基づく補助（他の地方自治体での補助を含む。）を受けた者がいない世帯であること。
 - (7) 町税等の滞納がないこと。
 - (8) 内閣府、宮城県又は当町が実施する本事業に関する調査等に協力すること。
- 2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、交付を受けた補助金が次条第1項に規定する補助上限額に達しなかった世帯に

については、婚姻届が受理された年度の翌年度に限り、補助対象世帯とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合計した額とし、
1 世帯あたりの補助上限額は次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯60万円
- (2) 前号以外の世帯30万円

2 第3条第2項に規定する世帯に対する補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額とし、当該世帯に交付した補助金額を控除した額を上限とする。

3 前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、当該年度の末日までに町長に提出するものとする。

- (1) 新婚世帯の所得証明書
- (2) 夫婦の記載のある戸籍謄本（全部事項証明書）
- (3) 住民票（世帯全員が記載され、個人番号の記載がないもので夫婦双方又は一方の住所が申請にかかる住宅の所在地のもの。）
- (3) 貸与型奨学金の返納額が分かる書類（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合。）
- (4) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住居費における購入の場合。）
- (5) 物件の賃貸契約書の写し及び賃借に要した費用が確認できる書類（住居費における賃貸借の場合。）

- (6) 物件のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し及び施工内容等
が確認できる見積書の写し（住居リフォームの場合。）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（給与所得者全員分であって、住居費
における賃貸借の場合。）
- (8) 住居費に係る領収書
- (9) 引越費用に係る領収書
- (10) リフォーム費用に係る領収書
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 第3条第2項に規定する世帯の申請には、前項第1号から第3号までの書類
の添付を省略することができる。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があつた場合において、審査の
上これを適当と認めるときは、川崎町結婚新生活支援事業補助金交付決定
及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」と
いう。）は、速やかに川崎町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第
4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の請求書の提出があつたときは、速やか
に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、規則

第16条及び第17条の規定による川崎町結婚新生活支援事業補助金取消・返還通知書（様式第5号）により、補助金の交付の取消し及び返還を通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の日から起算して5年以内に正当な事由のない転出及び当該住宅を第三者に譲渡並びに第三者へ貸与したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その一部又は全部を返還させることができる。

（報告等）

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。